

東京電力福島第一原子力発電所事故災害に係る補償を求める意見書

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東日本大震災による大津波により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、近隣住民が避難を余儀なくされている。本村においては去る4月11日「計画的避難区域」に設定され1ヶ月以内に避難するよう促された。

放射能の流出は、本村においては地域住民の健康被害や農畜産物に与える放射能の影響などにより、住民生活に大きな不安を抱いている。

よって、早急な危険回避を図るとともに、避難した場合の農作物補償、企業の損失補償、並びに生活費の補償など最大限の補償をされることを求めるとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 放射能汚染による地域住民の健康被害を防止するため、万全の対策を講ずること。
2. 放射能汚染による全ての農・畜産物の所得補償を全面的に行うこと。
3. 企業等の転出に伴う補償及びそこに働く社員等の生活困難に対する救済措置を行うこと。
4. 放射能汚染地域の地方自治体に対し、全面的な財政措置を講ずること。
5. 土壌の放射性物質を除染するため国家プロジェクトを編成すること。
6. 土壌の除染のため試験圃場を設け、田、畑、ハウス栽培作付けの再開のための試験検証を実施すること。
7. 上記全ての項目に対し、国及び東京電力の責任において実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年4月18日

福島県相馬郡飯舘村議会議員 佐藤長平



内閣総理大臣
財務大臣 あて
厚生労働大臣
経済産業大臣
福島県知事